

平成30年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省30-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局		作成責任者名	環境安全・防災課 (交通安全政策分析官 連見 有敏)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	政策体系上の位置付け		2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成31年8月
業績指標	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			25年度	26年度	27年度	28年度	29年度							
19 市街地等の幹線道路の無電柱化率	16%	平成26年度	15.6%	16%	16.1%	16.3%	集計中		20%	平成32年度	・社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成32年度までに20%にすることとされている。 ・これまでの市街地等における電線類の地中化工事の実績や新設電柱の立地制限によって無電柱化が進展するものとして目標値を設定。			
達成手段 (開始年度)	30年度 行政事業レビュー 事業番号	27年度 (百万円)	28年度 (百万円)	29年度 (百万円)	30年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(30年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0038	874,830 (874,163)	832,320 (831,696)	895,882 (894,524)	758,605 -	・直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施 ・主な事業として、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施することで、国民の命と暮らしを守る代替性の確保や地域活性化に資する道路ネットワークによる地域・拠点の連携確保、また、我が国の成長力を確保する物流ネットワークなど基幹ネットワークの整備を実施 ・活動実績として、平成29年度の新規開通延長は121kmとなっており、測定指標である「道路による都市間速達性の確保率」の向上に寄与				87	-			
(2) 道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	0039	28,963 (28,915)	29,203 (29,186)	30,061 (30,034)	28,888 -	・地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト削減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。 ・活動実績として、平成29年度までの電線共同溝の整備による無電柱化完了延長は1,461kmとなっており、測定指標である「市街地等の幹線道路の無電柱化率」の向上に寄与。				19	-			
(3) 無電柱化の浅層埋設を促進するための調査 (平成29年度)	0041	-	-	28 27	17 -	無電柱化の推進のためには、より一層の低コスト化が求められており、低コスト化を図るために電線類の埋設深さを従前より浅く埋設できる基準を平成28年4月に施行しているところである。これにより、これまで以上に電線類を他の工事業者等が損傷させるリスクが高くなることから、徹底した安全対策を行うため、探査機器の導入やICタグの活用などの新たな埋設位置把握手法等について検討を行うものである。				19	-			
(4) 立体道路制度を推進するための調査検討業務 (平成29年度)	0042	-	-	17 (17)	16 -	立体道路制度は平成元年に創設されたが、様々な制約や認知度が不足していることがあり、その活用は限定的となっている。一方で、都市部の再開発等における立体的利用へのニーズが高まっており、同制度の見直しや周知が必要となっている。この事業は、道路空間の機能の高度化に資する立体道路制度を推進するための調査・検討を行う。				-	道路空間の機能向上に資する立体道路制度活用の手引き作成(平成31年度) 手引きに基づいて立体道路制度の活用を検討した件数			
(5) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進 (平成23年度)	0043	780 (543)	777 (531)	644 (780)	573 -	地域の計画と連携し、環境に優しい自動車の集中的導入や、買い換えを図る事業を実施する自動車運送事業者等に対して補助を行うことで、次世代自動車の普及を促進する。				-	補助台数 事業用自動車における新車販売台数に占める電気自動車等の台数を、2020年度までに15~21%とする。事業用自動車の同一カテゴリーに開発メーカーが2社以上参入し、かつベース車との価格差が1.5倍以内とする。事業用自動車保有車両数に占める次世代自動車数を3%とする。			
(6) 次世代大型車開発・実用化促進事業 (平成17年度)	0044	248 (219)	248 (227)	248 (234)	239 -	先進環境技術を搭載した次世代大型車の性能の向上(技術的改良等)及び実用化の促進に資するため、高効率次世代ディーゼルエンジン、大型LNG車のボイルオフガス対策、実走行時の燃費向上・排出ガス対策等について、自動車メーカー等と連携して、シミュレーション評価や実証試験等を実施し、必要な技術基準の整備を図る。				-	開発対象車種等の数 2030年までに新車販売に占める次世代自動車の割合を5割から7割とする。			
(7) 車両の環境対策 (平成17年度)	0045	193 (180)	211 (167)	207 (157)	206 -	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査。				-	調査件数 平成32年度までに、対策地域(自排局)における二酸化窒素(NO2)及び浮遊状粒子状物質(SPM)に係る大気環境基準を達成する。			
(8) 道路占用料の見直しに関する調査検討経費 (平成30年度)	新30-0015	-	-	-	29 -	道路占用料は、道路の使用の対価としての性格を有し、民間の土地の賃料に相当するものであり、その算定に用いる「使用料率」(民間の土地の賃料の土地価格に占める割合)を設定するためには、全国の土地賃借水準を反映する必要があることから、各地域の不動産鑑定士による土地の賃料に関する調査を行い、道路の使用の対価として適正な水準を確保するために、調査・検討を実施する。				-	道路占用料を算定する際に用いる使用料率を設定するための調査数(地点数) 占用料の徴収実績額			

<p>施策の予算額・執行額</p>	<p>180,369 (138,122)</p>	<p>178,857 (134,577)</p>	<p>174,592</p>	<p>117,524</p>	<p>施策に関する内閣の重要政策 (施策方針演説等のうち主なもの)</p>	<p>観光立国推進基本計画(平成29年3月28日閣議決定)「引き続き無電柱化を推進する」 交通政策基本計画(平成27年2月13日閣議決定)「道路の防災性の向上、安全で快適な通行空間の確保、良好な景観の形成や観光振興等の観点から、無電柱化を推進する。」 国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)「様々な事態に適切に対応して必要な人員・物資等を円滑に被災地に供給できるよう、(略)、無電柱化等の対策を推進する」</p>
<p>備考</p>						